

民事弁護起案　－事案の概要－

令和6年2月、甲野太郎弁護士のところ「三の丸信用組合」の担当者が相談に来ました。以下の説明のとおり顧客である「ジップ株式会社」に貸し付けた貸付金の返済が滞っているとのこと。甲野太郎弁護士の立場に立って、検討して下さい。

【三の丸信用組合担当者の説明】

看板製作会社の「ジップ株式会社」に、一昨年12月16日に180万円を融資しました。貸付条件は、利息8%、返済期間3年間の元金均等返済です。ジップ株式会社の代表取締役である刈田兼男が連帯保証人になっています。不動産は担保にとっていません。融資の際に金銭消費貸借証書（別紙）を作成し、返済計画表（別紙）を手渡しています。

昨年1月～3月分は返済計画表のとおり返済してもらったのですが、4月27日返済分の口座からの引き落としができませんでした。でも、そのときは、連絡したら「ちょっとした手違いですみませんでした」と言われ、すぐ5月1日に支払日までの利息を含めて支払ってくれたので、それほど心配していませんでした。その後、5月から7月分はきちんと返済があったのですが、8月分から全く返済がなくなりました。返済の状況は、返済状況一覧（別紙）のとおりです。連絡すると、「すぐ払う」と言うので、付き合いの関係もあり、ついそのままになっていました。

ところが、昨年11月上旬に連絡したところ、「今は、ちょっと払えない。そもそも、以前、うちの会社がおたくの組合の看板を作成した時の代金のうちの一部（50万円）をもらっていないから、それで一部相殺できないか。」と言ってきたのです。

確かに、私の組合は、令和2年2月3日に、ジップ株式会社看板製作の依頼をしました。出入口に設置する看板を、200万円で作成してもらった内容の契約でした。ジップ株式会社は、令和2年3月13日、看板を完成させ、三の丸信用組合の出入口に設置しました。しかし、思ったほどの出来映えではなかったため、私の組合は、ジップ株式会社と値引き交渉をして、平成令和2年3月16日、200万円のうちの50万円については、減額に応じてもらいました。値引き後の金額である150万円は、令和2年3月23日、ジップ株式会社に支払いました。

それまで待っていたのに、このようなことを言われたのがちょっと心外で、きちんと請求しようとその後何回か電話しましたが、それ以来応答がありません。

そこで、今年の1月頃、岐阜弁ビル505号にある「ジップ株式会社」を訪問してみました。応答が有りませんでした。賃借物件でしたので、事務所の大家に聞いてみたら、ここ数ヶ月賃料の支払いがなく困っているとのことでした。

刈田の自宅を訪問したところ、生活している様子はあるものの、何度呼びかけても答えがありません。刈田の自宅は刈田の自己所有で、抵当権が設定されていますが、もしかしたら余剰があるかもしれません。刈田は妻と離婚するらしいとのウワサも耳にしました。離婚に際して自宅の名義を妻に変更してしまうかもしれません。

なんとかうちの貸付金が回収できるようにお願いします。

【別紙】（いずれもPDFファイル）
金銭消費貸借証書，返済計画表，返済状況一覧